

衆議院第六十五回国会

地方行政委員会議録第二十七号

昭和四十六年五月十三日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 塩川 正十郎君

理事 山口 鶴男君

理事 吉田 之久君

理事 高島 修君

中山 正暉君

野呂 恭一君

安田 貴六君

和田 一郎君

林 百郎君

自治大臣

官(総理府総務長官)

内閣總理大臣官

房審議室長官

総理府恩給局長

自治政務次官

自治省行政局長

自治省財政局長

大蔵省王計局給

務員部長

与課長

自治省行政局公務員部福和課長

佐野 長野

日原 正雄君

委員の異動

五月十三日

辞任

補欠選任

細谷 治嘉君

細谷 治嘉君

中井徳次郎君

同日

本日の会議に付した案件

行政書士法の一部を改正する法律案起草の件

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(華山親義君外六名提出、衆法第三二号)

○菅委員長 これより会議を開きます。

地方自治及び地方財政に関する件について調査を進めます。

行政書士法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、理事会等において協議が行なわれておきましたが、その結果に基づき、小澤太郎君、山本弥之助君、小濱新次君及び吉田之久君から、西派共同をもつて、お手元に配付いたしておりますとおり、行政書士法の一部を改正する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの提案がなされております。

行政書士法の一部を改正する法律案

第一条 行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項を削る。

第九条を削り、第十条を第九条とし、同条の次に次の二条を加える。

(行政書士の責務)

第十条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(報酬)

第十条の二 行政書士は、その業務に関して、行政書士会の会則で定める額をこえて報酬を受けてはならない。

行政書士は、その事務所の見やすい場所に、報酬の額を掲示しなければならない。

第十三条第一項「又は出張所」を削る。

第十五条に次の二項を加える。

行政書士会は、法人とする。

民法(明治三十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、行政書士会に準用する。

第十六条第二号中「会の代表者その他」を削り、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六 行政書士の受ける報酬に関する規定

七 会費に関する規定

八 資産及び会計に関する規定

第十六条の四を第十六条の六とし、第十六条の三を第十六条の五とし、第十六条の二の次に次の二条を加える。

(行政書士会の登記)

第十六条の三 行政書士会は、政令で定めると

ころにより、登記をしなければならない。

前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつ

て第三者に対抗することができない。

(行政書士会の役員)

第十六条の四 行政書士会に、会長、副会長及び会長で定めるその他の役員を置く。

2 会長は、行政書士会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長は、会長の定めるところにより、会長を補佐し、会長が欠員のときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

会に改め、同条第一項中「行政書士会連合会」に改め、同条第一項中「行政書士会連合会」に改め、同条第一項中「行政書士会連合会」を「全国行政書士会連合会」に改め、「全国行政書士会連合会」を「日本行政書士会連合会」に改め、同条第二項中「行政書士会連合会」を「日本行政書士会連合会」に改める。

第十八条の二中「行政書士会連合会」を「日本行政書士会連合会」に改め、同条を第十八条の四とし、第十八条の次に次の二条を加える。

(日本行政書士会連合会の会則)

第一項の事項を記載しなければならない。

一 第十六条第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項

二 行政書士の受ける報酬の基準に関する規

三 その他重要な会務に関する規定

(行政書士会に関する規定の適用)

第十八条の三 第十五条第三項及び第四項並びに第十六条の二から第十六条の四までの規定

は、日本行政書士会連合会に準用する。この場合において、第十六条の二中「都道府県知事」とあるのは、「自治大臣」と読み替えるものとする。

第二十条中「行政書士会連合会」を「日本行政書士会連合会」に改める。

第二十三条第一号中「第九条第二項、第十一条」を「第九条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第二十四条 行政書士会又は日本行政書士会連合会が第十六条の三第一項（第十八条の三において準用する場合を含む。）の規定に基づく政令に違反して登記することを怠つたときは、その行政書士会又は日本行政書士会連合会の代表者は、一万円以下の過料に処する。

第二条 行政書士法の一部を次のように改正す

る。

第五条第五号中「登録取消」を「業務の禁止」に改める。

第六条第一項中「都道府県」を「都道府県の区域内に設立された行政書士会」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「都道府県」を「行政書士会」に改め、同項を同条第四項と

し、同条第二項中「政令の定めるところにより、登録手数料を当該都道府県」を「自治省令で定める金額の範囲内で行政書士会が定める額の手数料を当該行政書士会」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 行政書士名簿の登録は、行政書士会が行なう。

第六条の次に次の三条を加える。

（登録の申請及び決定）

第六条の二 前条第一項の規定による登録を受けようとする者は、当該行政書士会に登録の申請をしなければならない。

2 行政書士会は、前項の規定による登録の申請を受けた場合において、当該申請者が行政書士となることができる者であると認めたとき、行政書士名簿に登録し、当該申請者が行政書士となることができない者であると認められたときは、登録を拒否しなければならない。

3 行政書士会は、前項の規定により登録を拒否したときは、その理由を附記した書面によ

りその旨を当該申請者に通知しなければならない。

（登録を拒否された場合等の審査請求）

第六条の三 前条第二項の規定により登録を拒否された者は、当該処分に不服があるときは、当該処分をした行政書士会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）による審査請求をすることができる。

2 前条第一項の規定による登録の申請をした者は、当該申請をした日から三月を経過しても当該申請に対する処分がされない場合には、当該登録を拒否されたものとして、当該申請を受けた行政書士会の事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対して前項の審査請求をすることができる。この場合には、当該申請を受けた行政書士会の事務所の所在地位を管轄する都道府県知事は、当該行政書士会が同条第二項の規定により当該登録を拒否したものとみなす。

3 前二項の規定による審査請求が理由があるときは、当該都道府県知事は、当該行政書士会に対して相当の処分をすべき旨を命じなければならない。

（変更登録）

第六条の四 行政書士は、第六条第一項の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。

（登録の取消）

第六条の五 中「まつ消」を「抹消」に改め、同条各号列記以外の部分

（登録の抹消）

第六条の五中「都道府県の区域内に設立さ

れた」を削る。

第十八条の二第一号中「第五号、第七号及び第八号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。

第十八条の二第一号中「第五号、第七号及び第八号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律中、次条第二項及び第四項の規

則の適用については、なお従前の例による。

（第一条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第三条 所得税法（昭和四十年法律第三十二号）

の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中環境衛生同業組合連合

会（会員に出資をさせないものに限る。）の項

の次に次のように加える。

（第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第五号中「前条第三項」を「第六条第四項」に

改め、同条に次の二項を加える。

2 行政書士会は、行政書士が引き続き二年以

上業務を行なわないときは、その登録を抹消

することができる。この場合においては、当

該行政書士に対してその旨をあらかじめ通知するとともに、弁明の機会を与えないべき通知しない。

（第六条の三第一項及び第三項の規定は、前

項の規定により登録を抹消された者が当該処

分に不服がある場合に準用する。）

第七条の次に次の二条を加える。

（登録の細目）

第七条の二 この法律に定めるもののほか、登

録の申請、登録の抹消、行政書士名簿その他

登録に関し必要な事項は、都道府県規則で定

める。

第八条中「都道府県」を「行政書士会の事務

所の所在地の属する都道府県」に改める。

第九条第二項中「一年間」を「二年間」に改

める。

第十四条の見出し及び同条第一項第二号中

「登録の取消」を「業務の禁止」に改める。

第十五条第二項中「事務を行なう」を「事務を行なう」と改める。

（登録の抹消）

第六条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを「一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

（行政書士の登録に関する規定）

第十六条の五中「都道府県の区域内に設立さ

れた」を削る。

第十八条の二第一号中「第五号、第七号及び第八号」を「第六号、第八号及び第九号」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律中、次条第二項及び第四項の規

則の適用については、なお従前の例による。

（第一条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第三条 所得税法（昭和四十年法律第三十二号）

の次に次のように加える。

（第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第五号中「前条第三項」を「第六条第四項」に

改め、同条に次の二項を加える。

2 行政書士会は、行政書士が引き続き二年以

上業務を行なわないときは、その登録を抹消

することができる。この場合においては、当

（第二条 第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第一條 第一条の規定の施行と同時に、同条の規定による改正前の行政書士法（以下この条における「旧法」という。）による行政書士会（以下「旧行政書士会」という。）は、第一条の規定による改正後の行政書士法（以下この条における「新法」という。）による法人たる行政書士会（以下「新行政書士会」という。）となり、

旧行政書士会の役員は、退任するものとする。

新行政書士会は、第一条の規定の施行前に、あらかじめ、その会則を新法の規定に適合する

ように変更するため必要な措置をとり、かつ、新行政書士会の役員を選任しておかなければならぬ。

（第三条 第一条の規定の施行前にした行為に対する罰則）

第三条 第一条の規定による改正する前の「旧法」（以下「新連合会」という。）となり、旧連合会の役員は、退任するものとする。

新連合会は、第一条の規定の施行前に、あらかじめ、新連合会の会則について、新法の例により新法の規定による自治大臣の認可を受け、かつ、新連合会の役員を選任しておかなければならぬ。

（第四条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第四条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第五条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第五条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第六条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第六条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第七条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第七条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第八条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第八条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第九条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第九条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第十条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第十条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第十一条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第十二条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第十三条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第十三条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第十四条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第十四条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第十五条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第十五条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第十六条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第十六条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第十七条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第十七条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第十八条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第十八条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第十九条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第十九条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第二十条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第二十条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第二十一条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第二十一条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第二十二条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第二十二条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第二十三条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第二十三条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第二十四条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第二十四条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

（第二十五条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

第二十五条 第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正）

2 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一
部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中環境衛生同業組合連合
会（会員に出資をさせないものに限る。）の項
の次に次のように加える。

行政書士会 行政書士法（昭和
三十六年法律第四
号）

別表第二第一号の表中日本学校給食会の項
次に次のように加える。

日本行政書士会連合会 行政書士法

3 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六
号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第二号中「日本土地家
屋調査士会連合会」の下に「行政書士会及び
日本行政書士会連合会」を加える。

（第二条の規定による改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正後の行政書士法
(以下「新法」という。) 第五条第五号の規定

の適用については、第二条の規定による改正前
の行政書士法（以下「旧法」という。）第十四条

第一条の規定により登録の取消しの処分を受
けた者は、新法第十四条第一項の規定により業
務の禁止の処分を受けた者とみなす。

2 旧法の規定により都道府県知事に対して行な
った登録の申請は、第二条の規定の施行の日に
おいて、新法の規定により行政書士会に対して行
なつた登録の申請とみなす。

3 旧法の規定による行政書士名簿の登録は、第
二条の規定の施行の日以後は、新法の規定によ
る行政書士名簿の登録とみなす。

4 旧法の規定により都道府県知事が行なつた登
録に関する処分に不服がある者の不服申立てに
ついては、なお従前の例による。

5 都道府県知事は、第二条の規定の施行の日に
おいて、都道府県に備えた行政書士名簿その他
行政書士の登録に関する書類を行政書士会に引
継がなければならない。

6 新法第六条第三項の規定は、第二条の規定の規
定による登録の申請について適用する。

7 新法第九条第二項の規定は、第二条の規定の規
定の際現に旧法第十条第二項の規定により保
存されなければならないとされている帳簿（そ
の関係書類を含む。）の保存についても、適用
する。

8 第二条の規定の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。
(第二条の規定による改正に伴う関係法律の一
部改正)

第五条 司法書士法（昭和二十五年法律第百九十
七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「若しくは行政書士」を削
り、「弁理士若しくは税理士」を「弁理士、税
理士若しくは税理士」に改める。

2 税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七
号）の一部を次のように改正する。

第四条第八号中「登録を取り消され」を「業
務を禁止され」に改める。

3 前二項の規定による改正後の司法書士法第三
条第五号及び税理士法第四条第八号の規定の適
用については、旧法の規定による行政書士の登
録の取消しは、新法の規定による行政書士の業
務の禁止とみなす。

4 旧法の規定により都道府県知事が行なつた登
録の申請は、第二条の規定の施行の日に
おいて、新法の規定により行政書士会に対して行
なつた登録の申請とみなす。

行政書士法の施行の状況にかんがみ、行政書士
会及び行政書士会連合会の自主性を強化するた
め、これらの会を法人とするとともに、行政書士
の登録事務及び行政書士の受けける報酬の額の決定
を行政書士会に行なわせることとし、あわせて行
政書士の責務及び出張所に関する規定を整備する
等の必要がある。これが、この法律案を提出する
理由である。

○菅委員長 この際、その趣旨について説明を求
めます。小澤太郎君。

○小澤(太)委員 行政書士法の一部を改正する法
律案の起草案の趣旨を御説明いたします。

お手元にお配りしております案文につきまして
は、先般来、自由民主党、日本社会党、公明党及
び民社党との間におきまして、それぞれ検討を続
けておりましたところ、このほど意見の一一致を見
るに至りましたので、便宜私からその立案の趣旨
及び内容の概要を御説明いたします。

本案は、各党の合意による案でありますので、
各位の御賛同を得て国会法第五十条の二の規定に
より本委員会提出の法律案とし、その成立を希望
いたしましたので、便宜私からその立案の趣旨
及び内容の概要を御説明いたします。

まず本案の全文であります。これはお手元に
配付しております印刷物によることとし、朗読を
省略させていただきます。

次に本案を立案した理由を述べますと、最近に
おける行政事務の複雑化、高度化の傾向に伴い、
官公署に提出する書類等の作成の任に当たる行政
書士においても、ますますその能力の向上が要求
されています。

こうした事態に対処するため、今回行政書士法
を改正し、登録事務の移譲、責務に関する規定の
設置及び行政書士会等に対する法人格の付与等の
措置を講ずることにより、行政書士の資質の向上
をはかり、ひいては国民の便宜に資することを目
的とするものであります。

次にその内容について御説明申し上げます。

○菅委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

○菅委員長 おはかりいたします。

行政書士法の一部を改正する法律案起草の件に
つきましては、お手元に配付の案を委員会の成案
と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛
成の諸君の起立を求めます。

○菅委員長 「賛成者起立」

○菅委員長 起立総員。よって、そのように決し
ました。

○菅委員長 次に、後進地域の開発に関する公共
事業に係る国負担割合の特例に関する法律の一
部を改正する法律案起草の件について議事を進め
ます。

本件につきましては、理事会等において協議が
から、これを禁止するため、出張所に関する規定
を削除し、行政書士が設ける事務所は一ヵ所に限
るものとするところであります。

その第四は、新たに責務に関する規定を設け、
行政書士は誠実にその業務を行なうとともに行政
書士の信用または品位を害するような行為をして
はならないものとすることであります。

その第五は、行政書士が受けることのできる報
酬の額は、従来都道府県規則で定められておりま
したが、行政書士会の自主性を尊重し、その会則
で定めるものとし、報酬の額の基準は日本行政書
士会連合会が、自治大臣の認可を得て会則で定め
るものとすることであります。

その第六は、行政書士会及び日本行政書士会連
合会の組織を強化するため、法人とするものと
し、その他会長、副会長及び登記等に関する規定
を整備することであります。

以上が本案の立案の趣旨及びその内容の概要で
あります。何とぞ全会一致御賛同あらんことをお
願い申し上げます。

○菅委員長 これにて趣旨の説明は終わりま
した。

○菅委員長 おはかりいたします。

行政書士法の一部を改正する法律案起草の件に
つきましては、お手元に配付の案を委員会の成案
と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛
成の諸君の起立を求めます。

○菅委員長 「賛成者起立」

○菅委員長 起立総員。よって、そのように決し
ました。

○菅委員長 次に、後進地域の開発に関する公共
事業に係る国負担割合の特例に関する法律の一
部を改正する法律案起草の件について議事を進め
ます。

行なわれておりましたが、その結果に基づき、小澤太郎君、山本弥之助君、小濱新次君及び吉田之久君から、四派共同をもつて、お手元に配付いたしてありますとおり、後進地域の開発に関する公事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案の草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの提案がなされています。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律案の一部を改正する法律案

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十一号を第十二号とし、第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 急傾斜地崩壊防止施設

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和四十七年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十六年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

理 由

急傾斜地の崩壊を防止するための事実を効果的に推進するため、急傾斜地崩壊防止施設に係る事業を開発指定事業として追加することにより、財政上の特別措置を講ずることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約五百三十万円の見込みである。

○菅委員長 この際、その趣旨について説明を求めます。小澤太郎君。

○小澤(太)委員 お手元にお配りしてあります法案全文につきましては、先般来、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党との間において、それぞれ検討を続けておりましたところ、このほど意見の一致を見るに至りましたので、便宜私からその立案の趣旨及び内容の概要を御説明いたします。

本案は、各党の合意による案でありますので、各位の御賛同を得て国会法第五十条の二の規定により本委員会提出の法律案とし、その成立を希望いたす次第であります。

まず、本案の全文であります、これはお手元に配付してあります印刷物によることとし、朗読を省略させていただきます。

次に、本案を立案した理由を述べますと、御承知のよう、近年、特殊土壌に基因する災害が多い、その態様も多様化しつつあります。本案は、このような現状に対処して、特殊土壌の地帯において頻発する急傾斜地の崩壊を防止するための対策事業を効果的に進めるために財政上の特別措置を講じようとするものであります。

次に、その内容について御説明申し上げます。

本案は、特殊土壌地帯において頻発する急傾斜地の崩壊を防止するための対策事業を効果的に進めるために急傾斜崩壊防止施設にかかる事業を開発指定事業とし、適用団体が実施する急傾斜地崩壊防止対策事業にかかる経費に対する国の負担割合を当該適用団体の財政力に応じ最高二五%を限度として引き上げることとするものであります。

以上が本案の立案の趣旨及びその内容の概要であります。何とぞ全会一致御賛同あらんことを願い申し上げます。

○菅委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案につきましては、一部の特殊土壤地帯における急傾斜地の崩壊防止事業の状況にかんがみ、政府といたしましてはやむを得ないものと考えるものでございます。

○菅委員長 わはかりいたします。

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律の一部を改正する法律案起草の件につきましては、お手元に配付の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○菅委員長 「賛成者起立」

○菅委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

○菅委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

○菅委員長 なお、両法律案提出の手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○菅委員長 引き続き、内閣提出にかかる昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及び華山親義君外六名提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 最初に、大臣がおられますので

まずお尋ねをいたしたいと思うのですが、わが党が提出をいたし、過般私のほうから提案理由の説明を申し上げました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案、大臣もお聞きをいただい

たわけであります。この法律案の内容は、大きく分けまして二点にわたっておるわけであります。このうちには大臣としても、ぜひとも実現をしたいと思って努力をしてきた、しかし大蔵省等のわかりの悪い官庁もあるわけでございまして、なかなか自治省の言い分が通らない、よくぞ社会党さん提案をしてくれた、こう贅意を表する事項が多々あるのではないか、かよう考えるわけであります。十二点の項目のうち、確かにこれが賛成であるという事項がございましたら、まことに思つて努力をしてきた、しかし大蔵省等のと考えるものでございます。

○秋田國務大臣 御質問でございますが、事務当局からお答えをいたせます。

○山本(明)政府委員 お答えをいたします。

社会党提案にかかる地方公務員等共済組合法等の一部改正案につきまして拝見をさせていただきましたが、この中にはかねがねわれわれが大蔵当局とも話をしておる問題等も入っておりますし、あるいは今回の法律改正を機会に、たとえば選族の範囲の拡大というようなものは措置をいたしております。それから例の国庫負担の百分の二十、現在百分の十五でございますが、これはかねがね大蔵省とも協議し、また本年度もその要求をいたしましたけれども、これは国家公務員等の関連等もございまして、実現するに至らなかつた問題等が、あるわけでございます。さらには掛け金の高くなつておられるものの一定のものに対しまして援助の措置、こういうものにつきましても、昨日お答えいたしましたように、われわれといたしましては具体的にその準備をしておる段階でございまして、御要求が法律案の中の十二項目ございますが、その中にはいま申しましてはやうなものにつきまして実現を見あるいは折衝をし、また長期給付の給付率が高くなること、これはけつこうなことでございますけれども、一面には財源率の問題等がございまして、直ちにこの実現は困難であろう、こういふものもあるわけでございます。それぞれ取捨選択をしながら措置をしていくべきではないだろう

か、このように考えております。

○山口(鶴)委員 公務員部長からお答えをいただきましたのでありますが、確かに事務的にわたる面もないわけではありませんけれども、こまかい点は公務員部長からお答えをいただくこと、別に私も異議は申しませんけれども、しかし、少なくとも大綱的な面は大臣も、せっかくわが党が修正案を出したわけでありますから、ひとつ御検討いたしましたして、そうして、こまか之內容は別として、これは賛成である、これについては今回政府のなかに入つておるという程度のお答えはぜひともやつていただきながら、ひとと御検討いたしましたして、このようにお尋ねをいたしました。

そこで、いまお答えがありましたから、いまのお答えに関連をお尋ねをしたいと思うのですが、まず第一は、この長期給付に対するところの公的負担ですね。百分の十五を百分の二十にしたいということは、かねがね自治省としても強い念願を持っていて、毎年毎年の予算要求では必ず自治省としてはこの百分の二十を要求しておられるわれるわけなんです。いまおまた実現をしていないうわけでありまして、まことに残念であります。そこで、大蔵省谷口給与課長がお見えになつてるので、お伺いしたいのですが、そういう形で自治省としても毎年の予算要求で主張をしておる。しかも、厚生年金につきましては公的負担は百分の二十ですよね。何も公務員の長期給付について公的負担を百分の十五に押さえなければならぬという理由は全くない。だからこそ、自治省としても要求をしておりましようし、あるいは公营企業等関係職員の共済組合を所管する各省庁におきましても同じような要求はやっておると思うのですね。率直に言えば、大蔵省だけ反対しておるというのが実情だと思うのですが、なぜそういう理屈の通らぬことをいつまでもがんばつておるのでしょうか、お答えをいただきたいと思うのであります。

○谷口説明員 先年も実は同じ質問が山口先生かからあつたと思いますが、私、その際にも御答弁申

し上げたわけでござります。御案内とのおりに、現在長期給付は、国家公務員も含めまして共済組合の場合には一五%が国庫負担、残りの八五%につきまして四二・五ずつ折半という状況になっております。実はこの問題につきましては、われわれのほうといたしましては、もちろん社会保険制度全体として考えなければいかぬということを考えておるわけでございますが、実はこの場合に一五%の問題をどういうふうにして将来考えていくべきかということは、ちょうど先生が先ほども、また去年も御指摘になりましたけれども、たとえば厚生年金が二〇%で、どうか、こういうことになるかと思いますけれども、厚生年金の場合と共済組合の場合とでは、制度が全体を見ますと必ずしも同じではありません。ある共済組合では給付の基礎金額は最終時の俸給金額である、われわれのほうは退職前過去三年の平均であるし、厚年の場合には、その計算がいわば全生涯といいますか、全期間の俸給というふうに違つております。

そこで、厚生年金の二〇%の問題は、御案内でのおりに、われわれの場合は拠出時という形で金額が払い込まれておりますが、厚年の場合には、これが拠出時ではなくて給付時であるというようないろいろな制度ができております。全体を総括いたしまして、私どもは一五%が全社会保険の中でもおかしくはない、このように考えておるわけでございます。

そこで、厚生年金の二〇%の問題は、御案内でのおりに、われわれの場合は拠出時という形で金額が払い込まれておりますが、厚年の場合には、これが拠出時ではなくて給付時であるというようないいわけになります。それで後ほどあるいは御質問があろうかと思いますが、その点に限つて申し上げますと、やはりこういうような改定というものは政策的に非常に重要な問題であるから、まずは、この連絡会議の場で当然議題になつくるわけでございます。それで後ほどあるいは御質問があろうかと思いますが、その点に限つて申し上げますと、やはりこういうような改定という負担を十分に考えるべきであるという説と、それは統治の原則に沿つて改定財源を考えるべきではないかという両説がございまして、実は連絡会議といたしましては、統一的な結論を得られていないというのが実情でございます。

○山口(鶴)委員 昨年と全く同じ御答弁でございましたして、納得をいたしません。しないからこそ、ことしもまた、谷口さんにおいでをいただいて同じ質問をしておるわけなんです。

大蔵省の言い分は去年と一歩も変わっていないことですが、青鹿さんは公的年金連絡会議で金スライドの問題も御検討いただいておりま

すが、当然長期給付の財源の問題についても御検討いただいているはずだと思うのです。どうで

しょうか。結局、関係する省庁いずれも長期給付については二〇%の公的負担をやつてもらいたい。これはかねがね以前から主張をしているところであります。大蔵省だけがものわかりが悪いところであります。

○青鹿政府委員 私、公的年金連絡会議の座長をつとめておりまして、御質問でございますが、連絡会議の趣旨が、御承認のとおり、いわゆる物価なり生活水準なりの変動に伴つて年金額の改定を

する際、どういうルールなり基準を基礎にして、共通な扱いができるかということを検討する場というのが趣旨でございます。したがつて、一般的に長期給付の財源を十五が適當であるか、二十が適當であるかというような議論までは、実はこの会議の直接の検討の対象にはいたしておりません。

ただいま御質問に関連いたします点を申し上げますならば、いまの年金額の改定を行なつた際にその財源負担はいかにあるべきかという点につきましては、この連絡会議の場で当然議題になつくるわけでございます。それで後ほどあるいは御質問があろうかと思いますが、その点に限つて申し上げますと、やはりこういうような改定というものは政策的に非常に重要な問題であるから、まずは、この連絡会議の場で当然議題になつくるわけでございます。それで後ほどあるいは御質問があろうかと思いますが、その点に限つて申し上げますと、やはりこういうような改定というものは政策的に非常に重要な問題であるから、まずは、この連絡会議の場で当然議題になつくるわけでございます。それで後ほどあるいは御質問があろうかと思いますが、その点に限つて申し上げますと、やはりこういうような改定というものは政策的に非常に重要な問題であるから、まずは、この連絡会議の場で当然議題になつくるわけでございます。それで後ほどあるいは御質問があろうかと思いますが、その点に限つて申し上げますと、やはりこういうような改定というものは改定の原則に沿つて改定財源を考えるべきではないかという両説がございまして、実は連絡会議といたしましては、統一的な結論を得られていないというのが実情でございます。

○山口(鶴)委員 山中総務長官がお見えであります。昨年も当委員会に山中総務長官においでをいたしまして質問を行ないたいと思います。

実は私どもたゞいまお尋ねいたしておったわけであります。この公務員共済の問題は、じみな問題ではあります。重要な課題だと思いまして、時間の制約もありますから、山中総務長官に対しまして質問を行ないたいと思います。

ただいま御質問に關連いたします点を申し上げます。藤枝さん、藤枝さんは前にも総務長官をおやりになつたことがおありになるわけであります。藤枝が、藤枝が、年金スライドについて三

年以内にめどをつけたい、こういう答弁をやられました。しかし、その後昨年がちょうど三年目だった。しかし、その後昨年がちょうど三年目だったわけであります。いまなおこれについてめどが立つていいことは残念である。したがつて、いま公的年金調整連絡会議ですかが総理府に置かれています。従来とは違いました。昨年は恩給につきましてある程度このスライドに近い形の一つの処理のしかたというものが確立をした。私どもからいいますと、公務員給与の本俸改定分をまるまる見ないで消費者物価の上昇率、これは完全に見る、消費者物価の上昇率と公務員の本俸の上昇率の差、これの十分の六をさらに見る、こういう形でありまして、十分な形とは思いませんが、従来

とは違つて一つの制度的な方針というものが固まつた。しかし、現実の姿を見ますと、退職後四年ぐらいは据え置くわけですね。五年目ぐらいになりますと、若干の手直しをするということになりました。その点からきわめて不十分でもある。各種審議会等におきましては退職直後から物価ないし公務員賃金の上昇率を十分加味したスライド制度の確立をしてもらいたいということを一致しているわけでございまして、この点ひとつ山中総務長官在任中に公的年金調整連絡会議を叱咤激励いただきまして、この年金スライドについてもやかにめどをつけていただきたいということを要請いたしまして、山中総務長官は、任期中にやれるかどうかわかりませんが、少なくとも恩給の予算をセッティいたしました実績を踏まえて今後相当急テンポな作業で方向を打ち出すための努力をすることをお約束をいたします、といふふうにお答えになつておるわけであります。それから一年たつたわけであります、どのような状況まで作業が進み、また山中長官としてはいつごまでこれに対するめどをつけたいというお考えでありますか、お答えを賜わりたいと思います。

○山中國務大臣 昨年お答えいたしましたあと、四十六年度予算編成もまた現実の問題として一過程を経たわけであります。

そこで恩給については、一応私はルール化という表現を使つておるわけでありますけれども、実現できたものと考えておりますが、しかし、これについても公務員給与といふのをとるならば、それは公務員給与について、ただいまの御指摘のように、全部見るべきだという意見もあるわけであります。それについては、しかし、実際に現在公務員の皆さんでございますから、若干の差はあるべきだという見解の差はあります。一方また、公務員給与といふのは、民間の給与の前提である物価その他が反映をしたものとして人事院勧告によつてなされているのであるから、むしろ公務

員給与そのものにスライドさせるというとり方で、物価その他は勘案ぐらいのところでいいじゃないかという御意見等もまだ残つてゐるわけでございまして、この点ひとつ山中総務長官在任中に公的年金調整連絡会議を叱咤激励いただきまして、この年金スライドについてもやかにめどをつけていただきたいということを要請いたしまして、山中総務長官は、任期中にやれるかどうかわかりませんが、少なくとも恩

給の予算をセッティいたしました実績を踏まえて今後相当急テンポな作業で方向を打ち出すための努力をすることをお約束をいたします、といふふうにお答えになつておるわけであります。それから一年たつたわけであります、どのような状況まで作業が進み、また山中長官としてはいつごまでこれに対するめどをつけたいというお考えでありますか、お答えを賜わりたいと思います。

そこで、昨年以来の検討事項であります、公務員制度の連絡会議においてピッチをあげるよう指示をいたしました。ところが幾ら議論をして残つておりますけれども、一応恩給制度に関するかという実績がなかなかつかめないという現実

が八月であり、実際に人事院勧告の法律が通るのはもつとあとであるという現在の状態から見ますと、そのまますぐに予算要求の際にどれだけできるかという実績がなかなかつかめないという現実が八月であり、実際に人事院勧告の法律が通るのと、そのまますぐに予算要求の際にどれだけできるかという実績がなかなかつかめないという現実

が八月であり、実際に人事院勧告の法律が通るのと、そのまますぐに予算要求の際にどれだけできるかという実績がなかなかつかめないという現実

が八月であり、実際に人事院勧告の法律が通るのと、そのまますぐに予算要求の際にどれだけできるかという実績がなかなかつかめないという現実

が八月であり、実際に人事院勧告の法律が通るのと、そのまますぐに予算要求の際にどれだけできるかという実績がなかなかつかめないという現実

が八月であり、実際に人事院勧告の法律が通るのと、そのまますぐに予算要求の際にどれだけできるかという実績がなかなかつかめないという現実

が八月であり、実際に人事院勧告の法律が通るのと、そのまますぐに予算要求の際にどれだけできるかという実績がなかなかつかめないという現実

すが、大いに進めていた大変必要があるのですが、先ほど大臣から御発言がありましたように、制度自体の問題もある。それからまた財源を一体どうするかという問題もある。どうしても事務的レベルでは消化し切れない問題というものが当然出てくるわけです。したがいまして、公的年金連絡調整会議の事務レベルで作業を進めていた大くとけつこうであります。同時に給与関係閣僚会議というようなものもあるわけですが、いまの段階では、私が持ち出して案をつくるについても、自然それと見合いまして、この公的年金連絡調整会議というような形で、ある程度政治レベル、大臣のレベルでまとめなければ答弁は出でこないだろうと思うのです。そういった形のものを構成いたしまして、そしてこの問題について決着をつけていくことが必要だと思うのですが、その点に関する大臣の御所見を承っておきたいと思います。

○山中國務大臣　いま申し上げましたような事務

当局の答弁も含めた作業を進めておりまして、あ

る程度参りました段階では、やはり政治レベルに

上げましたと、とてもむずかしいと思うのです。

大蔵省がたとえば公務員グループの座長をやる、

これはたいへんふさわしい役所のように思います

が、お互い役人ですから、役人のためになるならと

いう反面の真実もありましようけれども、たてま

え上ははたして大蔵省が座長になつて名座長が発

揮できるグループの編成のしかたかどうか、これ

はなかなかめんどうな点があります。たとえば大

蔵大臣が公務員共済について最もよきスライド制

ならスライド制の理解者であるかどうかという問

題になると、なかなか理解はしても現実にふとこ

る勘定のほうを先にするという心配もあるわけで

す。そういうようなことでありますけれども、一応

かといふようなものが煮詰まつてしまりますか

ら、そこらになりますと、もう事務段階でだれかが

決定をしてそれに各省が從おうということはでき

ないわけです。だから私の手元に上げて、だいまお

話になりましたような給与関係の閣僚会議等に

以前の状態であるというところでござります。

○山口(鶴)委員　ひとつ先ほどの御答弁とあわせ

て、事務レベルの推進を大いにはかつていただき

まして、しかるべき機会が参りましたならば、閣

僚会議等にこの問題についてすみやかな結論

を出すようひつ山中総務長官の御努力を強く

期待をいたしておきたいと思います。

そこで、佐野さんがおられますから、公務員グ

ループの座長ですが、谷口さんがやるものいで

すが、いかがですか。

○佐野説明員　この座長の問題につきましては、

大蔵省それから私ども、それから運輸省と持ち回

りしようということで当初話ををしております。た

だ先般は審議室長の便宜その他がありまして、大

蔵省のほうにお願いしたわけであります。ですか

ら、今後とも大蔵省といううことであります。

も含めまして交渉に幹事役をつとめていく、こう

いうことにしておきます。

○山口(鶴)委員　スライドの関係につきましては

以上にいたしまして、次に山中総務長官にお尋ね

したい問題がございます。

これは大臣が所管をされております公務員制度

審議会との関連の問題であります。昭和四十三年

十二月十三日に発効いたしました制度によりまし

て、三年以上引き続き職員団体の専従職員をつと

めることになりますと離籍をしなければならぬ

という事態に立ち至つても、長期並びに短期の組

合資格というものは継続したらどうかという、こ

きわめてささやかな提案をいたしておる次第であ

ります。このような点につきましては、さつき私

が申し上げた第二次公制審の建議もこれあり、こ

の問題について山中総務長官としてどのようなお

考えを持っておられますか、まずお尋ねをいたし

たいと思います。

○山中國務大臣　これは、第二次公務員制度審議

会の答申の文章をいま読まれて、読みながらも実

にまだつこしい文章だとお思いになるだろうと

思ふのですね。だから、そのアクセントは「想起

し」ということにありますので、要するに、平行線をずっとたどって、そして中立委員と

いわれておる人たちも、もういやだ、うんざりし

た、かんべんしてもらいたい、三次公務員制度な

どは大臣も御案内だと思います。本年の十二月十

三日が参りますと、さつき申し上げましたプロ専

に移行しなければならぬという事態になるわけで

ございまして、この点につきましては職員団体に

とつて大きな問題だと思います。このこと自身も

また、今までに生じた医療給付を受ける

問題であります。このプロ専になつたがゆえをもつて職員でない、

まだやべての人たちが何らかの医療給付を受ける

ようなたまになつておるわけです。しかるに

このプロ専になつたがゆえをもつて職員でない、

したがつて共済組合の職員でもないということに

なりますと、短期給付の適用すら排除をされる。

国民健康保険にでも移行しなければならぬとい

うことになるわけでございまして、この点は何と

いっても私は不合理ではないかと思うのです。

公務員制度審議会の今後の見通しにつきましては、

後段でまたお尋ねしたいと思うのであります。が、

とりあえず私どものような不合理を解消するた

めに、社会対策といったとして、共済組合法の一

部改正を実は国会に提案をいたしております。そ

うして、少なくとも昭和四十三年十二月十三日の

時点において、共済組合の組合員であり、な

おかつ当時職員団体の専従役員であった者が、今

度の制度によってかりに離籍をしなければならぬ

という事態に立ち至つても、長期並びに短期の組

合資格といふものは継続したらどうかという、こ

きわめてささやかな提案をいたしておる次第であ

ります。このような点につきましては、さつき私

が申し上げた第二次公制審の建議もこれあり、こ

の問題について山中総務長官としてどのようにお

考えを持っておられますか、まずお尋ねをいたし

たいと思います。

七

にして。そこで、その原則論の問題よりも、いまは十二月に期限が切れる問題をどうするかということの問題であります。これは絞り型で言えば、約束事の三年の期限が来るのは三年前からわかつておることだから、それをいまになつて、期限がもう来るから、というのはおかしいといふい方もできないことはありません。しかし、委員会で速記録づきで質問をされると、そういう答弁の範囲を越えるのがはなはだむずかしゅうござりますから、そこらのところはいつでも会見もいたしまして、相談もしたい。また関係者の諸君にも私はいつも会って意見を交換して、おおむねその実態等も把握しておりますので、今後さらに検討を重ねて——これは私一人の判断でもつて決定することはできません。したがつて、より高度な判断を求めるための私の腹も固めたいというふうに考えておるいままでございます。

○山口(鶴)委員 山中総務長官、よく御案内のように、この公務員の労働基本権をどう扱うかということは、単にわが国の問題のみならず、世界各国の問題になっておるわけですね。これはかつての政府がチープガバメント、できるだけ政府はいろいろな分野に関与しないほうがいい。しかし、戦後の世界的な傾向として、いずれも福祉国家を標榜しておる。そなりますと、経済の中に占める公経済の地位というものが非常に増大してまいりましたし、したがつて、職員も非常にふえ、そして民間の労働者と何ら差別ない職種の公務員関係労働者が非常にふえている、という現状であることは御案内のとおりです。そういう中で、IL-Oにおきましても、当然公務員の労働基本権をどう扱うかということが大きな課題になり、本年第一回のIL-Oの公務員部会が開かれた、そして決議もなされたことは、大臣も御案内のとおりと思うのです。そういった国際的な情勢の推移といふものを十分ひとつ、公害その他をおきまして非常に先見的な力を發揮されておられます大臣でありますから、そういった世界各國の公務員労働者の地位をどうするかといふことにつきまして、

あるべき姿というものについていろいろとお考えをいただいておると私は思います。そういうことを一つの参考にしながら、それからさうに、これがもう来るから、というのはおかしいといふい方もできないことはありません。しかし、委員会で会見もいたしまして、相談もしたい。また関係者の諸君にも私はいつも会って意見を交換して、おおむねその実態等も把握しておりますので、今後さらに検討を重ねて——これは私一人の判断でもつて決定することはできません。したがつて、より高度な判断を求めるための私の腹も固めたいというふうに考えておるいままでございます。

○山口(鶴)委員 山中総務長官、よく御案内のように、この公務員の労働基本権をどう扱うかといふことは、単にわが国の問題のみならず、世界各国の問題になっておるわけですね。これはかつての政府がチープガバメント、できるだけ政府はい

るといふべきをいただきたいたいと思います。

○山中(鶴)大臣 むろしそう三年で期限を切るのはけしからぬ、延ばせという意見の質問をしてもらつたほうがよほど答弁しやすいのですね。そういうのが実情であります。先ほどの御答弁では、意のあるところはわかるような気もいたすのであります。ですが、そういう点を含めて、いま一度お考えをひきつお述べをいただきたいたいと思います。

○山本(明)政府委員 大臣がお答えになつたことに、私どき者がそれ以上に前進したお答えはであります。しかし、やはり公務員の労働基本権をどうするかといふことであります。そこで、公務員労働者と何ら差別ない職種の公務員関係労働者が非常にふえていることは御案内のとおりです。そういう中で、IL-Oにおきましても、当然公務員の労働基本権をどう扱うかということが大きな課題になり、本年第一回のIL-Oの公務員部会が開かれた、そして決議もなされたことは、大臣も御案内のとおりと思うのです。そういった国際的な情勢の推移といふものを十分ひとつ、公害その他をおきまして非常に先見的な力を發揮されておられます大臣でありますから、そういった世界各國の公務員労働者の地位をどうするかといふことにつきまして、

あるべき姿というものについていろいろとお考えをいただいておると私は思います。そういうことを一つの参考にしながら、それからさうに、これがもう来るから、というのはおかしいといふい方もできないことはありません。しかし、委員会で会見もいたしまして、相談もしたい。また関係者の諸君にも私はいつも会って意見を交換して、おおむねその実態等も把握しておりますので、今後さらに検討を重ねて——これは私一人の判断でもつて決定することはできません。したがつて、より高度な判断を求めるための私の腹も固めたいというふうに考えておるいままでございます。

○山口(鶴)委員 大臣はけつこうです。

どうでしようか、ただいま山中総務長官に私がお尋ねをした問題ですね、山本公務員部長、社会党提案のものについてどうかと聞きましたら、そ

の点は一切触れぬで、お答えにならなかつたわけなんですが、いかがでしようか。それは身分を持つたて詰まる問題じゃないのですから、せめていわゆるよう要望する」、したがつて、私がいま申し上げたのは、身分をすつとつなげるということになれば、それは一番いいわけであります。なかなかその点は問題もあるう。とするならば、国民皆保険の現代において、せめて職員の身分はかりになくなつたとしても、共済組合の組合員、言うならば、短期給付、お医者にかかる場合の給付といふものの継続、あるいは長短組合員の継続どちらはなされてしまうべきではないだろうかといつておおへり、社会党案の法律案を提案しているというつもりで、社会党案の法律案を提案しているというものが実情であります。先ほどの御答弁では、意のあるところはわかるような気もいたすのであります。ですが、そういう点を含めて、いま一度お考えをひきつお述べをいただきたいたいと思います。

○山中(鶴)大臣 むろしそう三年で期限を切るのはけしからぬ、延ばせという意見の質問をしてもらつたほうがよほど答弁しやすいのですね。そういうのが実情であります。先ほどの御答弁では、意のあるところはわかるような気もいたすのであります。ですが、そういう点を含めて、いま一度お考えをひきつお述べをいただきたいたいと思います。

○山本(明)政府委員 大臣がお答えになつたことに、私どき者がそれ以上に前進したお答えはであります。しかし、やはり公務員労働者と何ら差別ない職種の公務員関係労働者が非常にふえていることは御案内のとおりです。そういう中で、IL-Oにおきましても、当然公務員の労働基本権をどう扱うかということが大きな課題になり、本年第一回のIL-Oの公務員部会が開かれた、そして決議もなされたことは、大臣も御案内のとおりと思うのです。そういった国際的な情勢の推移といふものを十分ひとつ、公害その他をおきまして非常に先見的な力を發揮されておられます大臣でありますから、そういった世界各國の公務員労働者の地位をどうするかといふことにつきまして、

あるべき姿というものについていろいろとお考えをいただいておると私は思います。そういうことを一つの参考にしながら、それからさうに、これがもう来るから、というのはおかしいといふい方もできないことはありません。しかし、委員会で会見もいたしまして、相談もしたい。また関係者の諸君にも私はいつも会って意見を交換して、おおむねその実態等も把握しておりますので、今後さらに検討を重ねて——これは私一人の判断でもつて決定することはできません。したがつて、より高度な判断を求めるための私の腹も固めたいというふうに考えておるいままでございました。これは野田自治大臣

ござりますので、たとえば四十六から五十までの間は八割見る、あるいは五十以上えたものは十割見る、こういうような段階に応じた補助率を考えられないだらうかということも、いま検討しておる段階でございます。

そしてこれは四十六年の決算を見なければわかれませんので、一応われわれといたしましては、四十六年度決算の状況を見ながら、補助金を地方公共団体から出してもらつて、その財源措置は四十七年に——財源でござりますから財政局のほうにもお願ひいたしまして、いわゆる野田大臣がおつしやいました特別交付税あたりで措置ができるだらうかということによつて、掛け金の高いところの組合員の負担の経減をいたしたい、こういう気持ちをいま持つて作業しておるところでございます。

○山口(鶴)委員 わかりました。ただ、せつかくお考えいただいておるわけでありますから財源率でいえば千分の九十、掛け金率でいえば千分の四十五くらいをめどにいたしまして、できる限り組合負担の軽減のためにひとつ積極的な施策を講じていただくように強く要請をいたしておきたいと思ひます。

それから、もう時間の関係もありますのであとははしょりまして幾つかお尋ねしたいと思うのですが、福祉財源の問題であります。職員の厚生費ですね。一人当たり千六百円を交付税で見ておるようではあります、あまりにも少な過ぎるじゃないか。きのうの山本公務員部長の御答弁でも、地域社会の民間の給与云々というようなことを考慮して公務員賃金というふうなことをよく言われるわけなんですが、そうなりますと、この厚生費についても民間との比較をやつていたなかぬことにはこればかり。厚生費につきましては民間が著しく高いということは、実情はもう山本さんも十分御認識だと思うのです。現在の民間の厚生費一人当たり年額どのくらいになつてゐますか。これはもう非常な額になつてゐると思うのです。千六百円に比較すればもう話にならぬと思うのです。こ

れをもう少し引き上げるということは前々から当

委員会でも議論の対象になつておりました。ことの額は千六百円ということでありますけれども、これを明年におきましてはやはり思い切つて引き上げる必要があるのじゃないかと思ひます

○佐野説明員 民間の福利厚生費でございますが、いま先生の御質問は民間の事業所の法定外福

利費であります。それから同じく製造業が一人当たり月額六千十二円でございます。それから労働省の調査いたしました昭和四十四年度分の全産業の平均額は一人当たり月額六千十二円でございます。それから労働省の調査いたしました昭和四十四年度分の全産業の平均額は一人当たり月額六千十二円でございます。それから同じく製造業が一人当たり月額五千八百四十一円でございます。それから労働省の調査いたしました昭和三十三度の製造業の一人当たり月額、これは二千八百十二円でございます。

○山口(鶴)委員 これは月額ですからね、この六千十二円というのは、年額に直せば大体七万円といふことになるでしょう。それに対して公務員の場合は千六百円といふことは、これは月額じゃありませんからね、年額でしよう。ですから、これはもう全く話にならぬほど少ない。ズメの涙ほどだ、こう言つていいと思うのです。これでは私は全く話にならぬ、思い切つて改定をする必要があると思うのですが、どうですか。

○佐野説明員 ただいまの千六百円は地方財政計画上計上されましたところの福利厚生費の年額でございまして、それで現在地方公共団体で実際に支出しておりますところの福利厚生費でございますが、都道府県の職員について見ますと、一般職員、これは昭和四十四年度一人当たり月額千八百円。それから教育職員が同じく四十四年度で一人当たり月額六百七十円。教育職員は義務教育職員につきまして一部市町村で負担しているものも

ます……。

○山口(鶴)委員 いいです、けつこうです。職員の間にもいろいろアンバランスがあるようです。これは、政務次官がおられるから、ひとつお尋ねしたいと思うのですが、とにかく民間の福利厚生費が月額六千十二円というような状態に対する意見であります。そういうふうな状態に対

して、地方公務員は、府県関係職員が千八百円、教職員が六百七十円、警察官の二千七百円、これは月額ですが、しかし、交付税で見ておるのは年額たった千六百円ということでは、いかにもいかがかと思うのです。したがいまして、これにつきましては、地方財政計画で見ます千六百円を思つて引き上げると、いうことぐらいは当然なされてしまうべきじゃないかと思うのですが、政務次官の御答弁をいただきたいと思います。

○大石政府委員 民間と比べて低いということは事実であります。ただ、国家公務員との関係もありますので、この点の権衡という問題がありますが、引き上げるような検討を続けたいと思います。

○山口(鶴)委員 次にお尋ねいたしたい点は、今度の共済組合法の改正によりまして、さきに国会で成立をいたしました財産形成法との関係で、法律の中に一部修正がございます。第四十条の二「組合等が行なう事業の特例」、ここにおきまして、「政令で定めるところにより、地方公務員又は団体職員の持家として分譲する住宅の建設及び分譲その他の事業を行なうことができる。」こういう規定が新たに入つたわけであります。この減税等の措置の問題等もあるわけであります、要するに、持ち家を奨励していくことになりますが、まして、共済組合が住宅の建設、分譲という事業も今度はできる、こういうことになるのだと思ひます。

そこで問題になりますのは、さきにこの国会で成立をいたしました労働者財産形成促進法によりまして、日本労働者住宅協会というものが設立をされまして、そして各県にも同じような組織がでてきているわけです。この労働者住宅の建設、分譲は、当然労働者に対する住宅の建設等委託をし

を大いにやつておりますが、それらの対象のほうを見ますと、公務員の方が六割から七割に達しておるという状況であるといふことも聞いておる

わけであります。そういたしますと、今回、この法律によりまして共済組合がそういう事業もできる。その場合、せつかくできてるこの日本労働者住宅協会に対して委託をいたしまして仕事をす

るということも考へてもいいのじゃないかと私は思ひます。その場合、せつかくできてるこの日本労働者住宅協会に対して委託をいたしまして仕事をする。その場合、せつかくできてるこの日本労働者住宅協会に対して委託をいたしまして仕事をする。それが、それに対する御見解を承りたいことが第一。

そうなつてまいりますと、これに連座をいたしまして、共済組合がお金をいろいろ運用しているわけであります。その預託の場所の中に、この労働組合といふのは労働金庫と一緒になって仕事をしているわけでありますから、当然共済組合の資金を労働金庫に預け入れる、したがつて、金融機関として労働金庫を指定するということが当然なされなければならない。この辺について一体どうのよなお考へでありますか。されば、この点につきましては十分前向きな形で御検討をいただきたいということを私考へておるわけであります。

さきに衆議院で労働者財産形成促進法に対する附帯決議がなされておるわけであります。それを見ますと、「取扱金融機関の選択については、その勤労者の意に反することのないよう配慮すること」という附帯決議が一つございます。「公務員等に関する本制度の適用にあたつては、その具体的細目についてさらに検討し、適切有効な措置を早急に確立すること」というのもござります。公務員諸君は大部分職員団体を形成いたしておりまして、その職員団体は当然労働金庫の設立者にもなつてゐるわけでございまして、公務員団体の職員団体とこの労働金庫との関係はきわめて密接であります。したがつて、「労働者の意に反することのないよう配慮すること」ということになれば、当然労働金庫を考慮するということはしかるべきことだと思いますし、公務員に対する適用にあたつては有効な措置を講じていただきたいというこ

てもらいたいという気持ちも含まれておると思うわけでございまして、この点に関しましてひとつお答えをいただきたいと思うわけであります。

○山本(明)政府委員 お答えをいたします。

先生の言われましたこと、よくわかりますけれども、一つ問題がございますのは、現在の労働金庫法上は、御承知のように、出資をして組合員とならなければ貸せないという一つのチェックがあるわけでございます。ところが、現在の労働金庫券というものが、共済組合法の二十五条でございますか、この規定によりまして、いわゆる換金性が乏しいということのために、現在のところは、政令でこれらに出資をすることができないことになつておるわけでございます。そこに一つ問題があるわけでございまして、したがって、現在の段階におきましては、政令を直す以外にないのじやないかと思つております。がただ、その場合にも、あの法律から直ちに政令を書けるかどうかという問題も、先ほど言いました換金性が乏しいという問題から一つ出てくるのではないか。だから、逆に言ふならば、労働金庫法の特例として、そういうものは組合員でなくとも使せるのだという項がありますが、そこにはまだ一つうまい方法も出てくるのじやないだろかという気もするわけであります。いずれにいたしましても、この労働者財産形成促進法が来年の一月一日から発足をいたしまして、実際に労働形成的貯蓄がどのようにたまつていくであろうか、あるいは民間、あるいは他の共済がこれをどのように活用していくだろうかといふこと等も総合的に勘案いたしまして検討させていただきたい、このように考えております。

○山口(鶴)委員 政令を何とか改めてその道を開くこと等も、この点はいづれかの方法でこの土責任のなすり合いをやっておったのでは、いつまでたつても解決をしないことになるわけありますから、この点はいづれかの方法でこの道を開く、そして勤住協に対して住宅の建設、

分譲等についても委託ができるということを、ぜひとも前向きでひとつ御検討をいただきたい、強く要請をいたしておきたいと思います。

〔委員長退席、古屋委員長代理着席〕

最後に、雇用人それから十八年以前の官吏の方々の通算の問題でありますけれども、私どももいろいろ努力をいたしまして何とか国会において修

正ということで表現をしたいものだと考えておりました。昨日、野呂委員も、この点沖縄の状況にも触れます。内閣の問題でありますから、今後話し合ひをするといつしまして、少なくとも沖縄の祖國復帰以前にこの問題は解決しておかなれば筋が通らぬことだ、こう思つております。

その点に対する御見解を承りたいことと、あわせて谷口さんおられますのが、すでに満日の雇用入通

算が出ているわけですね。それ以前に、当然年金制度施行前ににおける市町村の吏員及び雇用人で

あつた者の期間で、地方公務員共済制度の施行日

に引き続いている者について組合員期間を通算

するということは、当然私は、満日の雇用入通

算が出ているわけですね。それ以前に、当然年金

制度でありますから、今後話し合ひをするとい

うふうに見えます。その考え方は現在も続いて

いたしまして、少なくとも自治省としては、沖縄

の祖國復帰以前にこの問題は解決しておかなけれ

ば筋が通らぬことだ、こう思つております。

その点に対する御見解を承りたいことと、あわせ

て谷口さんおられますが、すでに満日の雇用入通

算が出ているわけですね。それ以前に、当然年金

制度でありますから、今後話し合ひをするとい

うふうに見えます。その考え方は現在も続いて

いたしまして、少なくとも自治省としては、沖縄

の祖國復帰以前にこの問題は解決しておかなけれ

ば筋が通らぬことだ、こう思つております。

その点に対する御見解を承りたいことと、あわせ

て谷口さんおられますが、すでに満日の雇用入通

算が出ているわけですね。それ以前に、当然年金

制度でありますから、今後話し合ひをするとい

うふうに見えます。その考え方は現在も続いて

いたしまして、少なくとも自治省としては、沖縄

にこれの通算ができるような措置をとりたいといふことで、ただいま関係各省と意見の調整をしているところであります。できますだけ最善の努力をしたいと思っております。

○谷口説明員 私にお尋ねの件は満日の雇用人の問題で、具体的に言いますと、満鉄の雇用人の問題、こういうふうに見えまして、そこでそれを中

心にお答えをさせていただきたいと思います。

御案内のとおりに、共済組合法が国家公務員の

場合三十四年の十月一日にできましたときに、私どもの当時の考え方をいたしまして、そのとき

に引き続いているということを非常に中心的な考

え方としております。その考え方は現在も続いて

おるわけでございますけれども、そこで、具体的

にその満鉄のケースを申し上げますと、今まで

の国会の審議を得ましたものの中で、たとえば抑

留、留用の関係で、まだといいますか、三十四年

の十月一日までに帰つてこない人の問題をどうす

るかとか、あるいは三十四年の九月三十日までに

帰つてこられまして、そしてそのまま引き続いて

おるこの人たちの問題も、留用の期間をどうする

か、あるいはそもそも満鉄の期間を全体的にどう

するか、いろいろなケースがあろうかと思いま

す。

御案内のとおりに、実は今度の恩給法の改正に

関連をいたしまして、国家公務員の場合——地方

公務員も同じと想いますけれども、共済組合法で

は抑留または留用されておつた期間 この期間に

ついては今度は通算するというふうに改正をお願

いしています。問題はそういうものではなくて、

たぶん先生の御質問の中心は、断続していない期

間にについて具体的に満鉄の雇用期間をどうする

か、こういう問題かと思いますが、これは私ども

申しましたように、外地官署からの引き揚げの問

題あるいは引き続いているという考え方をどうする

かというと、非常に重大な問題でございます。

○山口(鶴)委員 満日の関係もいろんな形で解決しておつたといふことはありますけれども、それが指摘した問題がいつまでもじんぜん引き延ばされておるということであれば遺憾だ

と思いますので、これはひとつすみやかに解決を

するよう強く要請をしておきたいと思います。

最後に、公務員の年金の給与の上限が十五万と

いうことになつていて、これはひとつすみやかに解決を

します。農業団体職員共済に引き上げたわけであります。おきましては、従来十五万であつたものを今度十

八万五千に引き上げるということになるわけであ

ります。私どもこの問題につきましては、結局最高限度が押さえられているということによって、公務員が公社、公團に天下るというような国民の批判を受ける原因の一つにもなつてゐる。自治省の場合でいえば、これも決算委員会で問題になりますが、そういう原因にもなる。したがつて、そういった国民の批判を受けることを防ぐ一つの意味におきましても、このかつて十一万の上限を十五万に引き上げるということは必要ではないかといふことで推進をいたしてまいりました。今回農業國体職員共済が十八万五千に引き上げるということになるわけでありますから、これをいつまでも十五万にしておくというのはおかしいのじやないか、かのように思います。これにつきまして、これを引き上げるお気持ちはござりますか。当然引き上げてしかるべきだと思うのですが、その点を承りまして、質問を終わっておきたいと思います。

○山本(明)政府委員 今回の法律によりまして、先生のおっしゃいましたような問題がございまして、引き上げるようになつたとしております。從来は厚生年金との関連におきまして上限を引き上げてまいりましたけれども、今回は引き上げるということにいたしております。

○古屋委員長代理 和田一郎君。

○和田(一)委員 数点にわたつて質問いたします。

まず最初、先ほどから激論がかわされておりました例の社会保障制度審議会の答申、これは昭和四十六年二月十五日の答申ですが、この中に、先ほど話が出ました公的年金制度調整連絡会議の「公的年金制度調整連絡会議が未だ何等の結論を見ることなく今日に及んでいることは怠慢といわざるを得ない。」ものすごく辛つたことばで社会保険制度審議会の答申が出ておりますけれども、公的年金制度調整連絡会議、これはどういう段階の会議なのか、またどういう性格があるのか、その点についてお答え願いたい。

高限度が押さえられているということによつて、公務員が公社、公團に天下るというような国民の批判を受ける原因の一つにもなつてゐる。自治省の場合でいえば、これも決算委員会で問題になりますが、そういう原因にもなる。したがつて、そう

いうのは、先ほど審議室長からお答えがございましたように、結局年金のスライド制といふものを当面調整をするということで始まり、またその問題を、先ほどお答えもございましたように、地方自治体の副知事とかいうようなところに盛りに天下つておるようになります。

そこで、おっしゃいました恩給の改定に追随する方式を踏襲しておるということについては、一つの御意見だらうと思います。共済組合としては共済組合独自の方法を考えるべきではないかという御意見も、私は一つの御意見だと思いますが、実態的には、現在のところ、地方公務員の半数以上だと思いますけれども、旧恩給法の適用を受けおる、それからその準用を受けておる人、こういう方がおられますので、その部分と共済年金の部分との調整というのがありますから、これがまたあまりおかしなからくなつてしまつますのも問題がある。しかしいずれ、これは十年か二十年になりますか、そういう方たちがおられなくなるわけですが、この点については自治省のお考へはどうですか、もう少し力を持たすべきじゃないですか。

○大石政府委員 中身が非常に実務的なことだろうと思うのです。そういう意味で過去三回くらうにわたつてやつたようでございますが、そのままでだめだというので、たしか四つくらいのグループ別に分けて、公務員の問題は公務員のグループでというふうにいま進んで、二回くらいそ

うのグループ別の協議の中で始まつたようございまますから、この点はいままでより進度が進むんで受けておりますけれども、恩給の改定に準じまして共済組合の年金のほうも考へておいていく、こうせざるを得ない事情にあるわけでございます。御了承をいただきたいと思います。

○和田(一)委員 内容はそれでいいと思いますが、連絡会議の性格ですね。早く言えば、閣議決定された審議会なのか、連絡協議会なのか、まだ

その上にある程度もう少し強い線できめていくといふうにしてもらわざるを得ない。ただ、そのグループ別になりました点の作業を進める点につきましては、私どもこれを督促していくようにしておるのかということを私はお聞きしたのです。

○和田(一)委員 それでは次の質問に移りますが、地方公務員等共済組合法の中に、第十一章として「地方議會議員の年金制度」がありまして、その地方議會議員の共済会がそこで規定されお

ていこうということでございまして、ただ寄り

合つて意見を述べておるだけではなくて、

説明をしていただきたいと思ひます。

○山本(明)政府委員 地方議會議員の共済会には、御承知のように三つございまして、一つは都道府県の議會議員の共済会、もう一つは市の議會議員の共済会、それから町村の議會議員の共済会、この三つがございます。

そこで、都道府県の議會の議員の共済会につきましては、四十五年度までは年度末の積み立て金が十一億六千万ほどあつたわけでございますが、四十六年に改選になりまして議員さんの三分の一程度がおかわりになつたというところから、実は初度ここで二億程度の単年度赤字が出てまいります。自後ずっと四十七年、四十八年、四十九年、五十年にわたりまして一億から五億程度の単年度赤字になり、今後五十年の改選の時期にはさらに多くなつてきます。そして五十一年には積み立て金を取りくしまして、なおかつ三億六千万の赤字になつてまいるというのが都道府県の推計見込みでございます。それから市議會の議員共済会につきましては、これも同様に、四十五年に三十二億ほど年度末の積み立て金がございますが、四十六年には単年度で六億五千万ほどの赤字が出、以後五十年まで赤字がずっと続きまして、市のほうは五十年に積み立て金を食いつぶしまして十億七千万の赤字が出る、こういう状況でございます。

それから町村の議會議員の共済会につきましても、四十六年に二十二億六千万の赤字がござりますのが、四十六年には四億九千万ほどの單年度赤字になる。以後赤字がずっと続きまして、これも五十年についに積み立て金を食いつぶしまして、五十年には十億という赤字が出る、こういう状況でございます。

○和田(一)委員 それについて自治省としては何を考えておられるのかござりますか。

○山本(明)政府委員 これにつきましては現在

の法律におきまして、共済組合法の百六十七条规定によりまして、「掛け金を充てるほか、地方公共団体が負担する。」という条文がございまして、共済会の存続は保障しておりますから、赤字が出来れば公費の負担をせざるを得ないという状況でございます。その場合に、その赤字の出た時点におきまして、資産も食いつぶしました段階において公費負担をするか、あるいはそれを長期的な計画の中で補てんをしていくかという問題が一つあるうと思います。同時に、一方、共済会自体も経営努力といいますか、自己努力をしてもらうことはできないうだろか、掛け金が百分の七でございますけれども、掛け金を若干上げる、あるいは給付の額どめといいますか制限といいますか、そういう企業努力もしてもらわう。両者が相まってこの共済会の存続を保障することはできないであろうかということ、現在検討しておるのが実情でござります。

○和田(一)委員 それでは次に短期給付のことについてお聞きいたします。それで、去年の質問に引きまして、短期給付については財源措置をいたしまして、短期給付については財源措置をいたしましたし、先ほどけき資料をいただいたわけですが、去年の質問におきましても、短期給付については財源措置をするというようなお話をございましたし、先ほどからいろいろ御質問がありましたが、現在の国民健康保険の場合は、全国的に標準保険料ですか、これを現在検討しておる、これも相当バランスがくずれておるわけでして、うんと安いところもあるが、それがそのまま取られるところもあると、大体いまどろにはもうその答申が出てくるでありますと、いうような時期でございますけれども、そういうような点についてはどうなんでしょうか、短期給付についてのお考えは。

○山本(明)政府委員 先ほども山口先生にお答えいたしましたように、市町村職員共済におきましても掛け金が非常にばらついているわけでござります。そこで、掛け金率のかなり高いところには何らかの方法を用いまして、本人の負担を軽減することを考えるべきではないだろうか。しかし、実際に掛け金率の高くなつておるところを見ます

と、疾病の多発するような地域あるいは給与額自体がかなり低い地域等ございまして、特殊事情がござりますから、なかなか簡単にこれを調整することはむづかしいのでございますが、われわれと一緒にしては、健保との関係におきましてある一定の大体先ほど申しましたが、従来どおりの計算でまいりますと、千分の九十二、三、掛け金にいたしまして千分の四十六、七以上をこえますものにつきましては地方公共団体のほうから組合のほうに補助をして、そして本人の掛け金を高くしないようにする。負担を軽減するという措置を現在考へておるところでございます。これも先ほど申しましたように、健保法との関連が非常にございましたので、最終的な数字の出し方はなかなか困難でございますけれども、現在は今まで申しましたような経緯で検討して、四十六年度からはこれを実施したいという腹は固めております。財源措置は四十七年になるかもしれませんけれども、少なくとも補助という仕組みは四十六年度から実施したいということでお話をございましたけれども、年金の受給者、これは退職された方ですけれども、たとえばその方が老齢福祉年金をもらえる立場の場合、この年金をもらつておられる場合はもられないわけですね。この点についてでは現在どうなつておりますか。

○佐野説明員 いまの老齢年金と申しますのは国民年金のほうでございますか。――この点につきましては、国民年金では共済年金受給者について一部給付制限があるようでございます。私が厚生省関係のもとでございましたので、よく研究させていただきます。

○和田(一)委員 お話を聞いていて、非常にささいなことの制限があるものだなという感じがいたしましたので、よく研究させていただきます。

○大石政府委員 これは厚生省関係のもとでございましたが、とっても同じ佐藤内閣なんですか、政務次官、この点については先ほど申しました公的年金制度の運営会議ですか、こういった席上でひとつ思う存分に意見を言つていただきたいと思います。

もう一つは退職年金に対する税金ですね、これはどうなっていますか。

○佐野説明員 これには課税されております。

○和田(一)委員 税制にはいろいろありますけれども、この点につきましても、日本の國のために懸命にがんばつてこられたいわゆる老人対策になつてくると思うのです。そういう点についてあ

る程度の減免措置等の考え方はどうなんでしょうか。

○宮澤政府委員 これも私は事情によると思う

たの声を聞くのです。あれは七十五歳以上だったと思いますけれども、一ヶ月二千三百円なんですね。これからは老人対策というものが大きな問題になつてくると思うのですけれども、七十五年間になります。それから社会に貢献した老人が、ついこの間三百円位上がりしたのですが、一ヶ月二千三百円。それがもう見えない。いわゆる併給制限措置がある。これはどうなんでしょうか。これはひとつ政務次官または行政局長等の御答弁をいただきたいのです。こういったことは自治省として何らか働きかけられないものかということなんですよ。

○宮澤政府委員 ただいまのお話を承りますと、なるほど実態いたしましてはごくわずかな額に制限を付するということにつきましては、私どもこれまでたしてやる必要があるのかと、いう感想でございます。ただ、これは和田委員御承知のところでございます。

○和田(一)委員 いたしましては、私ども今後公的年金制度につきましていろいろ発言をする機会がございますときは、ただいまおしゃいましたような同じ感じを持っておりますので、そういう気持ちで今後考えていくべきだと思います。

○大石政府委員 お話を聞いていて、非常にささやかなことの制限があるものだなという感じがいたしましたので、よく研究させていただきます。

○和田(一)委員 いずれにしましてもこれは社会問題ですから、大いに検討してもらいたいと思います。またそういう席上でも私、発言させてもらいたいと思います。

もう一つは、年金の最低保障額が退職年次に關係なく、いわゆる地方公務員等共済組合法第七十八条の二項及び第九十三条第二項の規定による額を適用されるよう、これもみんなの大きい希望なんですよ。この点についてはどうでしょうか。

つまり二十年ということに関係なく年金をもらえるようにという希望、これはどうなんでしょうか。

○山本(明)政府委員 恩給制度では十七年という期限がござりますし、それとの関連におきまして財源率の計算その他によりまして、一応二十年

たつた者には年金が渡せる、それ以外の者につきましては一時金という制度もあるわけでございまして、年金という制度になりますと、やはり一定

の年限がなければ、一年つとめておった者、二十年つとめておった者あるいは十五年つとめておった者、それぞれ差があるわけでござりますので、これを下げるということは現段階におきましてはなかなか困難なものであろうと私は思つておるわけあります。一応従来の恩給から考え、また、財源の計算等から考えまして、二十年というものは妥当な線ではないだろうか、これを下げるというような気持ちを持つておらないわけでございます。

○和田（一）委員 もう一つは、先ほども話がありましたけれども、前回の衆議院地方行政委員会の附帯決議にも出でおりますが、「退職年金等のスライド制について、早急に具体的な運用基準を定め、実施するよう措置すること。」これは附帯決議ですね。この点については検討しているのかどうかということ、また、そのスライドの基準はどういうふうに考えているのかということ、これをお答え願いたいと思います。

○山本（明）政府委員 先ほども総理府の審議室長からお答えをいたしたと思いますけれども、公的な年金制度のスライド制をいま調整連絡会議で検討いたしておるわけでございます。われわれの公務員グループから申しますと、スライドのしかたあるいは率の問題、さらには、一番問題になりますのはやはり財源の問題でございます。三者負担がいいのか、先ほどおっしゃいましたように、政府でその分だけを見てもらうか、財源の方法につきまして非常に隘路もあるわけでございます。それをだいまたところ、どのようなかつこうで制度化をし、おっしゃいましたような基準をどのようにきめればいいのかというのをだいま検討しておるわけでございます。先ほど山中長官もおっしゃいましたように、早急にこの問題の解決に努力をしておるというのが実情でございます。

○和田（一）委員 時間がございませんのでこの程度で終わりますけれども、先ほど申し上げました老人対策に関する、そういうこともひとつこれから大いに検討していただきたいということをお願いしまして、質問を終わります。

○古屋委員長代理 吉田之久君。
○吉田（之）委員 先ほどから各委員からいろいろな質問が精密に展開されたのでございますが、したがつて、多少ダブる点をお許しいただきたいと思います。

○吉田（之）委員 たいへん不幸なことでされども、物価の上昇というのは今後こうした傾向で持続されるおそれが十分あると思います。だとするとならば、絶えずこういう問題を年々繰り返していくなければならない。一体主客が転倒する時期でさえ、いわゆる年金が主体となる時期は大体いつ末転倒のそりを免れることはできないのではないかというふうな気がするわけなんですが、その点いかがでしょうか。

○山本（明）政府委員 先ほどもお答えいたしておりますように、本来的には、やはり共済年金制度 자체が独自にその年金の改定をするなり何なりする事項が私は筋であると思います。先生のおっしゃいますことはよくわかるわけありますが、おそらく半数以上の者が恩給法の適用あるいは準用を受けておる方がおるわけであります。そうしますと、恩給と共済との関係におきまして、共済法施行前は恩給法の適用を受け、施行後は共済法の適用を受ける、私たちがそうでございますけれども、その辺のお考え方をお聞かせください。

○吉田（之）委員 それから、恩給審議会の答申の中に、消費者物価の上昇が5%以上の場合には、それに対応して調整していくなければならないというふうに答申されておりますが、5%以下の場合は、これは全然考慮する必要がないという判断と受け取れますけれども、その辺のお考え方をお聞かせください。

○山本（明）政府委員 一応恩給法のほうはそういう表現をいたしておりますが、公務員の共済のほうは、物価と公務員の給与改定というものが入ってまいっております。われわれの公務員の給与が上がっていく階級においては、やはり年金のほうも考えるべきではないだろうかということで、ただいまのところは、恩給の改定に準じた年金の改定をやつておるわけでございます。しかし、いずれもこの問題は検討していくかなくてはならないのではないか。それで、現在、ことしも恩給の改定の中には、物価の上昇とそれから公務員給与のスライドの部分と、こういうかつこうで入ってまいっておりますから、その両方を考えま

すときには物価が5%以下でありましても、あるいは改定をせざるを得ないということになるのではないかだろうか、このように考えております。

○吉田（之）委員 ということは、念を押せば、これらはそういうことになればけつこうなんですかねおりまして、均衡という観点から見ましても、

現時点では私はやむを得ないのでないだろうか、将来の問題としては、先生のおっしゃいましたことを十分検討をしていただきたい、このように考

えおる次第でございます。

○吉田（之）委員 たいへん不幸なことでされども、物価の上昇というのは今後こうした傾向で持続されるおそれが十分あると思います。だとするとならば、絶えずこういう問題を年々繰り返していくなければならない。一体主客が転倒する時期でさえ、いわゆる年金が主体となる時期は大体いつ末転倒のそりを免れることはできないのではないかというふうな気がするわけなんですが、その点いかがでしょうか。

○山本（明）政府委員 ちょっととまだ推計をいたしておりますが、まだ勘になるかもしませんが、十年から十五年先にならなければそういう事態はないだらうか、このように考えております。

○吉田（之）委員 それから、恩給審議会の答申の中には、消費者物価の上昇が5%以上の場合には、それに対応して調整していくなければならないといふふうに答申されておりますが、5%以下の場合は、これは全然考慮する必要がないという判断と受け取れますけれども、その辺のお考え方をお聞かせください。

○山本（明）政府委員 一応恩給法のほうはそういう表現をいたしておりますが、公務員の給与改定のほうは、物価と公務員の給与改定というものが入ってまいております。われわれの公務員の給与が上がっていく階級においては、やはり年金のほうも考えるべきではないだろうかということで、ただいまのところは、恩給の改定に準じた年金の改定をやつておるわけでございます。しかし、いずれもこの問題は検討していくかなくてはならないのではないか。それで、現在、ことしも恩給の改定の中には、物価の上昇とそれから公務員給与のスライドの部分と、こういうかつこうで

おくれておられる傾向があるのかかもしれないと思うのです。しかし、言うまでもなく、年金受給者はその生活の相当部分を年金によって維持していると

いうふうに判断しなければなりませんので、こうおくれておられる傾向があるのかかもしれないと思うのです。しかし、言うまでもなく、年金受給者はその生活の相当部分を年金によって維持していると

した改定時において法律が施行されれば、できるだけすみやかに実施されなければならないと思われます。そういう点で政府は一段と指導の任に当たつていただきなければならないのではないか。いずれやるんだから同じだというわけにはまいらないと思います。一その善処をお願いしたいと思いますが、いかがでござりますか。

○山本(明)政府委員 おっしゃいましたように、一部には遅延をしておるものがあるようございまして、これは本部のほう並びに私のほうから関係組合に出向きまして毎年監査をいたしております。その際にはきつと言つてしまつておりまして、そういう点から見つけ出しておりますが、今後とも努力をいたしたいと思つております。

○吉田(之)委員 もしも事務的に人が足りなかつたりあるいは非常に能力が劣つたりするような具体的な要因がありとするならば、この点は行政指導の中で十分に充足をしていく措置をしていただきかなければならぬというふうに思います。

それから通算退職年金について、今度の改定では定額部分を厚生年金保険法の改正に準じて引き上げることになりますけれども、定額部分を引き上げたということは、引き上げない部分が残っているということになりますか。

○山本(明)政府委員 通算退職年金の今回の額の引き上げは定額部分についての引き上げを行なつております。報酬部分についてはそのままに据え置きになつておるわけでございます。したがいまして、これは通算退職年金制度自体がかなり不備な点がございまして、遺族にはその制度が及んでおらないとか、いま申しましたように、定額部分だけで報酬部分の引き上げが行なわれないとか、非常に問題点があるうかとわれわれは考えております。

○吉田(之)委員 たいへん問題点でありますし、かつ不公平のそしりを免れない。特に受給者が死亡した場合には遺族には遺族年金の受給権が発生しないということは非常に根幹に触れる問題だと

思います。したがつて、今後この点の検討を大いに急いでもらわなければならぬというふうに考

ることはわかりますけれども、この辺のところは金制度では被保険者期間六ヶ月以上で支給されることになつてゐるのに、地方公務員共済組合では組合員期間十年となつてゐる。この不均衡の点につきましては、きのう野呂委員からも御質問があり御答弁がありましたけれども、なぜ厚生年金の

場合と完全に一緒にできないのか。片つ方が六ヶ月で片つ方は一年だと、何かその辺でたいへん気にしてしたような感じを持たざるを得ないのです。改正するとするならば、すっぱりといつて同じ期間にそろえていいのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○山本(明)政府委員 おっしゃいました点は、厚年のほうが六ヶ月だからどちらのほうも六ヶ月に合わせたほうがいいだらうという御意見だらうと私は思います。しかし、厚年自体の仕組みが必ずしもわれわれの年金と同じではない。給付にいたしましても標準報酬にいたしましても違うものでござりますから、これをそのまま持ち込むことは必ずしも妥当ではないと私は思つておるわけでござりますけれども、ただ、私のほうの地方公務員共済制度の中に、きのう申しましたように、私傷病の廃疾の場合に一年以上という期間の資格がござりますので、その条件に合わずのが一つの方法で申し上げたのでございまして、これも関係の方面では、十年をいきなり一年におろすことにつきましては実は非常にむづかしい問題があるわけでござります。そこで厚年との権衡を考えながらしかも地方共済の中でどの辺におろせば一応妥当性があるかということになれば、先ほど言いまし

た私傷病の廃疾の場合と合わせまして一年といふのが妥当ではないだらうか、こうしたことできのうはお答えをしてみたわけでござります。

○吉田(之)委員 十年を一べんに一年に下げたとすることは相当な英断のように思えます。それならば、われわれはしっかりとから考えれば、片つ方も六ヶ月ならあと半分だから六ヶ月をそろえたつてそうおかしくはないだらう。いろいろなきつがあることはわかりますけれども、この辺のところは何が絶対正しいかというふうな基準というものは

どう明確には求められないのではないか。だとするとならば、他の類似した制度とのバランスをとること、あるいは多少の問題はあるでもその辺で歩調を整えることが、こうした制度をより一元化し、また国民に納得される道を開く一つの手立てになるのではないかというふうに考えますので、今後こういう改正がなされる場合には、多少の無理はあつても、そろえ得るもののはできるだけそういうものにそろえていくというふうな姿勢をおどりになつていいのではないかというふうに思います。

なお、地方公務員の共済組合の組合員であつた者で第一線から引退した者に対しては、現在の職員の先輩であるという点で、社会的にも敬意を払う意味から共済組合の行なう福祉事業の対象者としても決しておかしくはない。特に民間の場合などは大いにその点に意を使つていて、それがつとめた会社に対する非常に好意的な印象を生涯持続する一つの大きな心情的要素にもなつていて、われわれは判断いたしておるのではなだらうかということから、昨日試案としめでございます。そうした点で今後一段の努力を払わてもいいのではないかというふうに考えます

○山本(明)政府委員 おっしゃいましたように、先輩の各位の御努力に対しましてはわれわれも御協力を申し上げたいとは思つておるわけでござります。ただ、たとえば住宅貸し付けのようなものは、組合員の掛け金と地方公共団体の負担金といふものによって共済が運営されておるたまえからいきますと、これを直ちに貸し付けるというようなことはなかなか困難であろうと思ひますが、たとえば現在のところ宿泊施設とか保養施設を各

地に設けております。この御利用につきましては、私のほうはどうぞわれわれと同じように自由にお使いいただきたいということを申し上げます。それで、今後とも先生の御趣旨を体しましてそういう努力はいたしてみたいと思っております。現にお使いをいただいておるわけでござります。若干P.R不足の点はあるうかと思つておりますけれども、今後とも先生の御趣旨を体しましておられども、やはり退職した人たち題になるのですけれども、やはり退職した人たちは多少遠慮があります。だから、ウエルカムだといふことを十分に相手に伝えてやる。いまおっしゃいましたいわゆるP.Rと申しますか、そういう問題になつておられます。行き詰まりはつとに察知できたはずであります。ただ、わが党でもけさいろいろ協議をしたのでござりますけれども、大体この制度をつくる当初から問題があつたのではありませんか。現在でも、物価上昇のおりと申せ、村議員さん等ではその俸給月額二万円前後の人たちもたくさんおられます。この程度の人たちに年金をつくるということ自身に少し問題があるのでないか。

それからいま一つは、いま行き詰まつてきたこの赤字を解消するために、掛け金をアップすることは大いにけつこうでござりますけれども、しかし、なお足らない分を地方自治体からその収支に応じて補てんさせるということがいいのだろうなしに、いつも上げるべき給与を上げて、そして掛け金をうんと上げて、そして形としてはみずから自立していくくという体制が必要だと思つてあります。この辺まだいろいろと修正の動きもあるようないいきますと、これを直ちに貸し付けるというよ

した考え方に対しても政府はどうお考えになつておるか、そういう甘えた方法でも解決すべきだとお考へになるのか。私どもはその道は好ましくないというふうに考へるのですが、御見解をお聞かせいたいと思います。

○山本(明)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、現行の制度上、掛け金をもつて共済会を運営すると同時に、地方公共団体も負担をすることによつて、——赤字が出てしまつてどうにもならなくなつて共済会が御破算になつてしまつて、掛け金を上げるほか地方公共団体が負担をするという規定をもつて、現在この三つの共済会の存続を保障しておる規定が実はあるわけであります。といって、いま先生のおっしゃいましたように、まるきり甘えてしまつてこれにおんぶをするといふことも問題があるわけであります。とするならば、掛け金を上げるなり給付をある程度制限するなりしてこの共済会の存続に努力をする必要である。それと片一方におきます負担の問題、この両者がかみ合いまして共済会が存続できる、こういうふうに考へているのであります。先生のおっしゃいましたように、報酬を上げることも必要であろう。それと片一方におきます負担の問題、この両者がかみ合いまして共済会が存続するなりしてこの共済会の存続に努力をする必要があります。これが外国のようになり契約制度で、一年契約とか二年契約とかでやつておる場合にはこの制度自身といふものの根柢にある雇用関係、これは御承知のよう、日本の場合は大体終身雇用の体系をとつておりますので、したがつて老後における一応の保障というようなことが考へられるわけであります。これが外国のようになり契約制度で、一年契約とか二年契約とかでやつておる場合にはこの制度は要らないのです。こういう給与体系からくる、あるいは給与に対する概念からくる派生した一つの問題であることは間違ひないわけになります。そこに基礎を置きますと、結局議員の身分といふものが終身雇用に値するかどうかと、そういう制度は要らないのです。こういうことを聞いておきたいと私は思つて、その点について伺いたい。

○山本(明)政府委員 私は先生の御意見、非常にごもっともと承つたのでござります。といいますのは、三十六年に互助会として発足をし、そして三十七年の共済法改正の機会に、先ほどから申しております百六十七条で掛け金を充てるほか地方公共団体が負担をするということで、従来の任意につくられておつた互助会が制度として共済法の中に入つてきておるわけであります。その当時、先生も御関係があつたそうでありますけれども、本来お互いに助け合う互助会としての発足であったものが、任意であったものが、こういう強制加入の制度に三十七年になつてきました。そこで、その際考へになつておるかということです。だから、この法文自身をもう一度再検討する時期であろうかと私は思つて、そうしてこの行き詰まりそうになつた経過からいえば、何とか地方の自治体のほうで法律に改正されたということです。だから、この保障する道を開こうということで、この前の国会がつて、このままにしておけば何回やつたって同じなんですね。行けば行くほど悪くなるのです。そうして一方においては、さつき言いましたように、地方の自治体が責任を持つて雇用した雇用員とは違うのであって、全然形の違う人にやめられたりますので、これを許します。門司亮君。

○門司委員 私が最初に聞いておきたいと思うのがありますので、私の質問はこれで終ります。

○菅委員長 門司亮君から関連質問の申し出がありますので、これを許します。門司亮君。

○門司委員 私が最初に聞いておきたいと思うのは、さつき吉田君から話しましたように、地方議員の共済関係の問題ですけれども、これはできるときいろいろ問題のあつたもので、あまり賛成

しなかつた法律を無理に通した。こうなることは最初からわかつておつた。法律のできるときからわかつておつた。したがつて責任はどこに所在するかといふことは私はおのずからわかると思うのです。

最初に聞いておきたいことは、地方の議員さんの報酬の実態をこの際明らかにしてもらいたいということであります。これはこの法律の通る前に資料を出してもらいたいということです。

私がそういうことを聞きますのは、この共済制度自身といふものの根柢にある雇用関係、これは御承知のよう、日本の場合は大体終身雇用の体系をとつておりますので、したがつて老後における一応の保障というようなことが考へられるわけであります。これが外国のようになり契約制度で、一年契約とか二年契約とかでやつておる場合にはこの制度は要らないのです。こういう給与体系からくる、あるいは給与に対する概念からくる派生した一つの問題であることは間違ひないわけになります。そこに基礎を置きますと、結局議員の身分といふものが終身雇用に値するかどうかと、そういう制度は要らないのです。こういうことを聞いておきたいと私は思つて、その点について伺いたい。

○山本(明)政府委員 私は先生のお手元に行つておりましたのは、百分の七で現在の会員数に平均標準報酬をかけ、そしてそれに伴う支出で計算をしたものです。あつたら、それをここでひとつ示しておいてもらいたい。これは私のほうで計算してもわかることなのだけれども。

○山本(明)政府委員 先生のお手元に行つており

ことですね。私は議員の身分といふものについては、あくまでも地方の自治体が責任を負わなければならぬという雇用関係とは違うのですね。そこにはこの問題が一つあるのです。したがつて、法律ができたときは、御承知のように、別個のものとして考へておつたが、だんだん苦しんで片づく問題でもございませんし、将来ますますそういう変なものになつてくるというようなことが私は考へられるのですが、一体どうお考へですか。こういう制度を存続しておいていいか悪いかといふことについて自治省の意見をはつきり聞いておきたいと私は思つて、その点について伺いたい。

○山本(明)政府委員 私は先生の御意見、非常にごもっともと承つたのでござります。といいますのは、三十六年に互助会として発足をし、そして三十七年の共済法改正の機会に、先ほどから申しております百六十七条で掛け金を充てるほか地方公共団体が負担をするということで、従来の任意につくられておつた互助会が制度として共済法の中に入つてきておるわけであります。その当時、先生も御関係があつたそうでありますけれども、本来お互いに助け合う互助会としての発足であったものが、任意であったものが、こういう強制加入の制度に三十七年になつてきました。そこで、その際考へになつておるかということです。だから、この法文自身をもう一度再検討する時期であろうかと私は思つて、そうしてこの行き詰まりそうになつた経過からいえば、何とか地方の自治体のほうで法律に改正されたということです。したがつて、このままにしておけば何回やつたって同じなんですね。行けば行くほど悪くなるのです。そうして一方においては、さつき言いましたように、地方の自治体が責任を持つて雇用した雇用員とは違うのであって、全然形の違う人にやめられたりますので、これを許します。門司亮君。

○山本(明)政府委員 先生のお手元に行つており

わけであります。だから、制度的な問題としては先生の御意見は一つの御意見として私は出でてくると思いますが、現にそういうかつこうで発足をして、任意加入でありますけれども、そういう気が実はしておるのでございます。

○門司委員 私がそういうことを聞きましたのは、地方財政の非常に逼迫しておるときに、このあなたの方のほうから出てきた書類を見てごらんなさい。どうしたことになるかということである。五十五年の計算でいまから十年てば、結局積み立て額のマイナスというのがどういう数字になつてあらわれてくるかということは、ここに書いてあるとおりだと私は思つて。府県会のほうで二十九億九千三百万円、ということと、それから市会議員の関係で百三十八億八千五百円という数字であります。それから町村議会のほうで九十七億二千五百萬円、こういう数字。そうしてマイナスはそれではどうかというと、マイナスの場合だけを見ても、町村のほうで大体二十億、それから市会のほうは三十四億九千四百万円という数字、府県会のほうは七億七千六百万円、こういううばかばかしい数字であります。これは一體いまの地方税のワクの中で何%に当たるのですか。そういう数字がありますか。いわゆる税金と、つぎ込まれなければならぬと考へられる数字の割合ですけれども、あつたら、それをここでひとつ示しておいてもらいたい。これは私のほうで計算してもわかることなのだけれども。

○山本(明)政府委員 先生のお手元に行つており

県で三億六千万円でございます。それから、五十年がいいと思いますが、五十年が市が十億、それから町村が十億、府県はまだ三千万ありますから、結局二十億が五十年に要るというかこうにならうかと思います、全部合わせまして。そしてそれから五十二年、五十三年、五十四年というのがここにございますように、五十五年で府県が二十九億、市が百三十八億、町村が九十七億、約二百三十億くらいになるのではなかろうか、こういふ感じがするわけでございます。この結果を合わせますと……。

○門司委員 この結果を合わせてごらんなさい。大体どのくらいになりますか。二百五十億余りに私はなると思うのですね。こういう数字が大体地方自治体に負担させてよろしいかどうかというとなんですね。私は、こういう制度自身に、最初からおかしな法律であって、疑問があつて、そのときの経緯をいまから私が話してみたところで、できた法律だから始まらぬけれども、そういう生まれるときには互助年金としての生還の方をして、そうしてこれがこうなるであろうということは、その当時から予測されておつたことである。そうしてそれがだんだん深みに入っていくといふか、五十五年には大体この三百五十億ぐらいの赤字になるだろう。そうしてこれだけ補てんしなければならぬだらうという事態を、一体このまま放置しておいてよろしいかどうかということなんですね。さっき申し上げましたように、職員のほうは、これは終身職としての一応のめどで責任を持つて市が雇い入れたものでありまして、これは制度上の一つの問題といえば制度上の問題だけれども、職員自身というのは制度上の問題といふよりも、むしろ事務の、要するに行政執行の面の必要の問題であつて、議員さんはそれはやや趣を異にしているのであって、一つの制度上の問題として議会制度といふものを今日存続している限りは、議員さんがいることは当然であります。しかし、これは何も市民が責任を持つて雇い入れたというのではないということなんです

ね。それが同じようなところで処置されていく、しかも一般職の諸君については赤字の出ないよう金ははずっと上げられてきておつて、そうして何とかつじつまを合わせていくといふこと、しならうかと思います。全部合わせまして。そしてそれが五十二年、五十三年、五十四年というのがここにございますように、五十五年で府県が二十九億、市が百三十八億、町村が九十七億、約二百三十億くらいになるのではなかろうか、こういふ感じがするわけでございます。この結果を合わせますとふやしていくことになると、極端なことを言うと、これから何十年あるいは何百年か先に赤字がふえてくればくるほど財源もなく、こっちをふやしていくことになると、極端なことになると、市の税金がみんなここに食われてしまふのではないか。実際ないとは限らないです。そうして最近——互助年金のできた当時は、まだ新しい議会になつてからの年限が非常に浅かつたから、給付を受けるほうの人が非常に少なかつたからまだつじつまが合うという計算が一応できたかもしれない。しかし、最近はそちらのほうは受給資格を持つ人は無制限にふえていく。無制限といふておこるかもしませんが、実際は無制限にふえていくわけです。制限することはできないのでありますから。そうして給与のほうは依然としてさつきのお話のようにならぬきめるわけにはいかない。これはもう任意でひとつきめてもらいたいといふことになると、これは実際にもつじつまが合わぬものが出てくる。最初からわかつておつたものが、この辺でこれ以上持続することはしないで、何とかこれを考へる道はないかということあります。ほかに見つからないからしかたがないから、こういうことでつじつまを合わせるというところ私はならうかと思ひますけれども、したがつて、将来の見通しをこの際聞いておきたいと思うのですけれども、どういう見通しといいますか、これは五十五年までの見通しですが、これはいつかつじつまの合うような時期が来るという見通しがありますか。永久にこれは赤字が続くのだ、永久に埋めていかなければならないのだ、こういうことになりますと、これは財政上たいへん問題になると思うのです。実際は、どうなんですか、一休見通しは、やむを得ずこういう法律があつてこ

ういうことになつてゐるから、一応暫定措置としてこういふことをやるのだ、将来は将来のことだと言わればそれまでだと私は思うけれども、これは見通しはどうなんですか。永久にこれを続けておらぬかと思ひます。長いものになりますよ。そうして最近の議員の諸君の年齢といふのは、人間の年齢が延びておりますから、だんだん延びてくるに間違いないのであって、昔のように早死にすれば資格を持った人が少なくなりますが、だんだん人間の寿命は延びている。若年停止の規定があつても受給年限といふのは延びる、こういう感じがないわけにはいかぬのであります。そうすると、ますます、考えれば考えるほど現実離れのした制度だと言わざるを得ないようになつてくるのです。

さきは大臣おいでになつていなければ、次官のほうでも何かお考へがあるなら、ひとつあまり遠慮しないで言つておいてもらいたい。私がこういうことを言つたから地方公務員の諸君は、あいつはとんでもないことを言つてゐるというふうに感じているかも知れない。しかし、自治省のほうもはつきりものを言つて、どうも自治省は議員に対してもう少し感じがしないという対外的の感情があるかもしれない。あるかもしれないけれども、財政自体を見ていくと、看過すべきものではないと私は思つた。だから、その辺もひとつ考へて遠慮しないでものを言つておいていただきたいと思う。

○山本(明)政府委員 おっしゃいましたように、この問題の一つの考え方として、先ほどからもお答えいたしておりますように、掛け金を上げる、さらには現在のところは退職時におきましての報酬を基礎にいたしまして年金額を計算しておられますけれども、たとえば一つの例でござりますけれども、われわれ公務員のほうは三ヶ月平均をもつて基礎といたしております。それでも給付の制限が齒どめになるであろう、そういうような条件を考えながら、共済会自体が経営の努力をするといふことが一つあるだらうと思います。そして一

方には、先ほど申しました地方公団体の負担をどうのようなかつこうですべきであろうかといふ問題を実は検討をしておる段階でございます。かなり消極的な私たちの態度でございますけれども、現にございます共済会を、先生のおっしゃいましておいて、新たな方向で転換する問題につきましては、実のところまだその方法が見つからないところが実情でございます。

○門司委員 あまりはつきりした答弁でなくて、常に細かい答弁ですが、そうすると、いつまでもこれは持続するというお考へで検討はされていないうことで、私はこのことはほんとうにしんからひとつ検討しておいていただきたいと思うのです、この制度だけは。だから、どこかで転換する必要があるなら、これを転換をしていくといふことは必要だ。たとえば退職の場合に、いまの制度では退職の年金を差し上げるということはなかなかむずかしいと思うし、現在は何とかやっていふようでありますけれども、ほかの方法で効くことがありますけれども、ほんとうに何ともいふべき終身雇用のたてまえから考へたこういう共済の方法とそうでないものとが一つになつてゐるところに問題があるので、片つ方は何にもいふべき言えど、これもまた地方の議員からおこられるかも知れませんが、十二年、三期やればそれでいいんだ、それでもう受給資格はできたのだから、あとはほかの職業に行つてもいいんだ。任意にやつておるいまの議員の制度ですから、私はここまで議員の皆さんに対して自治体が責任を負わなければならぬかということについては、何度も繰り返すようですが、それでは問題は解決しないでありますけれども、なぜかこの職業に行つてもいいんだ。任意にやつておるいまの議員の制度ですから、私はが派生する可能性がありはしないかといふことは、一方において財政が足りない足りないと言つて、実際は。こういうところからいろいろな問題が生じます。一方において財政が足りない足りないと言つて、実際は。こういう形で金が出てくる。五十五年には、全部計算すると大体二百六十五億ぐらいに見積もりはなるのですが、これは私はたいへんな持出しだと思います。だから、もう少し真剣に考へるといふことにはなりません

んか。私は何も既得権を全部奪つてしまえとは言わないけれども、きょうは時間もありませんし、この問題だけを長くやっていることもできませんが、せめてこれには何かの方法がありはしないかということですね。ごく簡単に、互助年金として生まれたものだから互助年金としての精神だけは残しておこうというようなことが、どこかに考えられないかということです。これは思いつきの案であって、私は必ずしもこれがいいとは言いませんけれども、だんだんスライドしていく、しないわけにいかないと私は思うのですね。一般の公務員の共済組合の中に入っていますので、これもスライドしないわけにはいけない。ところが、現実に言って、このお金というのは非常に少ないんだという、バランスがどうしても出てくる。そうなつてしまりますとその間の受給されるようになつたときには、掛け金だけはやはり受給の金額の中から差し引いて、義務は義務として果たしてもらうというような形のものができれば、幾らか私は穴埋めができると思うのですよ。一般公務員の諸君と特別職のこれらの諸君との負担関係の差額はあってもいいんじゃないかと私は思うが、何とかこの赤字が減ることを考えないと、このまま続けていくてごらんなさい、いまに、これから十年もたつて二十年もたつと、まごまごすれば一千億なんて数字が出てこないとも限らないですよ。そうなりますと、住民感情としてもあまりいきませんか。さつき申し上げましたように感情にはならぬと思う。そうすると、議会制度というものに対する信頼感というものが薄くなつてくるということが考えられる。

だから、どうでしょう。これで私は質問をやめますけれども、真剣にひとつ考えてもらおうというわけにいきませんか。さつき申し上げましたようなことも、私のいまの一つの思いつきだから、これがいいとは言いませんけれども、何らかの形で赤字を減らしていくということ、本人の負担をたくさんさせるということ、さかのぼってさせるというようなことはなかなかできやしませんけれども、どうですか、そういう話し合いにはなりません

んか。

○山本(明)政府委員 先生のおっしゃいましたように、掛け金で措置をする。掛け金の上昇という問題が一つございましょう。それからたとえばこの資料の都道府県議員共済会を見ていただきますと、標準報酬が十五万円で上限を切つてございます。実際には二十万、現在平均しますと十八万五千でありますけれども、十五万円くらいいつておると思いますけれども、十五万円で上限を切つておる。これはやはり市町村についても上限を切つていくという方法が一つ。共済のほうは十五万でございます。実際は十八万程度でございますけれども、十五万で切つていく。今度はこういうような給付自体のほうの歯止めといいますか、制限といいますか、これも考えていく。それから掛け金を増徴していく。こういう問題等も考えながらこの問題は措置すべきであろうと、私もかようになっております。いま直ちにこれといふ名案は出ませんけれども、そういうような方向でこの問題の措置を考えていかなければならぬのじやないでありますか。共済会の方々にもその話は実はしておるわけであります。ことですぐの名案は出ませんけれども、さらに検討はさしていただこうと思っております。

○門司委員 さつき申し上げました地方議員の給与の実態については、ひとつ表を出していただきたいということと、それからもう一つは、したがつて、受給者の割合はどのくらいの数字が出ておるかということを、ひとつ資料として出していただきたいと思います。

これで終わります。

○古屋委員長代理 次回は、明十四日午前十時から理事会、十時半から委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時六分散会

昭和四十六年五月三十一日印刷

昭和四十六年六月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局